

する手続は(ア)に説明したものと同様である。

キ 契約の相手方が契約の目的物を受渡場所に搬入し、納品書（監督付または監督員の完成検査付の約定があるものについては、監督員の検査合格証明書を添付する）を受渡場所の責任者に提出（この提出を以下「給付完了の届出」という）したときは、契約担当役は、契約の相手方またはその代理人の立会のもとに検査員をしてただちに検査に着手させ、約定した検査期間内に終了させる義務を負う。この場合、契約の目的物の性質によって、実際に使用するかまたは一定期使用してみた上でなければ、真の性能もしくは品質の良否を判定しがたいものであって、約定した検査期間内に完全な検査を終了させることが困難なものについては、契約担当役は契約の相手方に対して、現品の受領後一定の期間、修補・代品の提供もしくは損害の賠償を保証させることによって、検査期間の満了をもって、検査の手続を完了させる。

給付完了の検査の結果、不合格の判定があったものに対しては、契約担当役は契約の相手方をしてただちに現品の引取りをさせ、修補した上でもしくは代品をもって再度の給付をさせるか、または契約の解除をする。不合格のものであるが、使用上支障のない程度のものであって修補をさせるか、または代品を提供させる暇がないと認めるときは、契約担当役は、その性能もしくは品質の程度に相当する価格に、契約金額を改めた上で採用することができる。

給付完了の検査に合格したものの所有権は、その検査を終了したときに国鉄が取得し、契約担当役は、検査員が作成した検査調書を納品書の添付調書として、所定の手続により、物品出納役に、国鉄の資産として受入れの手続をさせる。

契約の相手方が給付完了の検査を受けるために必要な人夫、および検査資料を国鉄に提供する経費は、契約の相手方に負担させる。また契約の相手方が受渡場所に搬入した現品の所有権が国鉄に移転する以前に、現品の亡失またはき損による事故が発生した場合は、その事由が国鉄の責にもとづくものでないかぎり、その損害は契約の相手方の負担とする。なお給付完了の検査は、分割給付を認める約定のないかぎり、約定した全量について給付完了の届出がなされたときに、契約担当役は検査に着手する義務を負うものである。

ク 給付完了の検査の結果の不合格品または過納品については、契約担当役は契約の相手方をして、その検査終了の日の翌日から30日以内に引取らせるものとし、契約の相手方がこの期間内に上記の物品を引取らないときは、契約の相手方の負担において、自ら保管するか、または第三者に保管を委託する。なお引取期限後における国鉄の保管については、契約担当役は引取期限の翌日から引取りをする日までの日数に応じて延滞賃金を取得する。

ケ 契約の相手方が給付完了の検査に合格したものに対する代金の支払請求書を、約定した受理箇所へ提出した場合は、契約担当役は受理者をして、ただちにその内容を審査させ、内容に誤りを発見したときはその事由を明示して請求書を契約の相手方に返付させ、内容に誤りがないときは、その請求書を受理した日から約定した支払期間（30日または45日）内に、支払を完了するように手続をさせる義務を負う。

請求書の内容に誤りを発見したために請求書を契約の相手方に返付した場合は、請求書を返付した日から適正な請求書を受理した日までの期間は、支払期間の計算に算入しないものとし、内容の誤りが契約の相手方の故意または重大な過失にもとづくものと認めるときは、その請求書の提出がなかったものとして

取扱う。

契約の相手方に対して代金の支払をするときに、国鉄がつぎに例示するような契約の相手方に対する債権を有するときは、契約担当役は支払代金の全部または一部と相殺の手続をする。

(ア) 前金払をしたときの約定にもとづく前金金の返還請求権。

(イ) 契約の一部について契約の相手方の責にもとづく履行不能があるときの違約金の支払請求権（約定により契約保証金を納付していない場合にかぎる）。

(ウ) 契約の全部または一部について、契約の相手方の責にもとづく履行遅滞があるときの延滞賃金の請求権。

なお契約の相手方に上記のような履行不能または履行遅滞の事実があっても、契約の相手方の免責事由が立証されないために、代金の支払の際に国鉄の債権が確定しない場合は、契約担当役は支払代金から違約金もしくは延滞賃金に相当する金額の支払を保留し、そののちにおいて免責事由が立証されたときは保留額を追払し、免責事由のないことが確定したときは保金留額を取得する。

コ 国鉄が約定した支払期間内に代金を支払うことができなかった場合は、契約担当役はその代金の支払をする際に、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じた遅延利息を支払う義務を負う。

なお検査員が給付完了の検査を、正当な事由によらないで、約定した期間内に終了することができなかった場合は、契約担当役は約定した支払期間の日数を、検査終了の遅延日数（検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数をいう）に相当するだけ短縮するものとし、検査終了の遅延日数が約定した支払期間の日数をこえるときは、支払期間は満了したものとして、代金の支払手続を行った上で遅延利息の支払を必要とするものについてはその支払をする。

サ 国鉄が契約の相手方から所有権を取得した物品について、容易に見ることができない程度の不良箇所を発見した場合は、契約担当役はその発見時期が所有権を取得したときから1箇年（これと異なる約定をしたときはその期間）内であるときは、瑕疵担保の約定を発動して修補、代品の提供もしくは損害の賠償または修補もしくは代品の提供とともに、損害の賠償を契約の相手方あるいはその履行について委任を受けた者に対して請求するか、あるいは契約の解除をする。

なお瑕疵担保期間については原則として所有権を取得後1箇年とするが、その不良の原因が契約の相手方の不信行為にもとづくものである場合は、不完全履行に対する損害賠償として、契約担当役は瑕疵担保期間の経過後であっても、それ相当の損害賠償の請求または契約の解除を行うことがある。

シ 契約の相手方の履行状況によって、また国鉄の都合によっては、契約担当役が契約の解除手続をすることは上記のとおりであるが、契約担当役は上記以外の場合にも、契約の解除手続をすることがある。契約担当役が契約の解除手続をする場合を集約するとつぎのとおりである。なお契約担当役が契約の相手方の請求にもとづかないで、契約の解除手続をする場合であっても、契約担当役は契約の解除に関する催告の手続は省略する。(ア) 正当な事由によらないで、契約の相手方が契約の解除を請求したとき (イ) 検査に際し契約の相手方もしくはその代理人が、契約担当役の指示にしたがわず、またはその職務の執行を妨げ、もしくは詐欺その他不正の形跡があるとき (ウ) 契約の相手方の責にもとづく事由により、受渡時期または受渡時期経過後相当の期間内に、引渡しの見込がないと認められるとき (エ) 契約の相手方が契約担当役の承認を得ないで、第三者